

令和4年10月11日

宮崎県警察本部  
本部長 山本将之 殿

### 請願書第3

宮崎県日向市浜町3丁目29番地  
請願人 黒木 紹光  
電話 0982(95)0002

下記の通り、憲法第13条及び16条に基づき、社会の健全性と宮崎県民の  
安心安全の確保のため、公正な対応を遂行されるよう請願いたします。

#### 記

##### 第1 請願の趣旨

西村賢県議会議員が、県議会宛「陳情書」の署名者に対し、虚偽供述を依頼したとの情報が提供されました。これは、冤罪工作を凶っていることを意味します。

つきましては、宮崎県警が、捜査を通して冤罪工作の協力をすることがないように、かつ公正適切な対応をするように求めます。

##### 第2 請願の理由

令和4年9月21～22日、宮崎県警の刑事が、私が宮崎県議会に「令和3年9月4日付陳情書」を提出した際に添付した署名の署名者を、署名の件で事情聴取に訪れました。この時、ある署名者のところで、「私が、陳情書の内容を秘して、もしくは無理やり署名をさせた趣旨の虚偽供述」を取った可能性があります。また、刑事は、「相手方から黒木紹光に対する訴えが提出されている。」と説明しています。

数日前、西村賢県議会議員が署名者松本弘志氏のところにやって来て、かなりしつこく何かを頼んだようです。松本氏は、「えらいことを頼まれた。」と言いつつ、何を頼まれたかは言いませんでしたが、わざわざやって来てしつこく頼むぐらいですから、特別な意味があることは間違いありません。つまり、

真実を証言するのであれば何も頼む必要はありません。考えられるのは、「私が、陳情書の内容を秘して、もしくは無理やり署名をさせた趣旨の虚偽供述」を頼んだのではないかということです。

これが事実なら、西村議員は強要罪、署名者は偽証罪に問われます。また、同様な依頼を、署名者児玉幸人氏と竹花恭子氏にもしたと考えられます。

私は、弁護士と相談し、告訴事実を確認の上、西村賢議員もしくは西村賢一氏を虚偽告訴罪で告訴することにしました。もし万が一、宮崎県警が、告訴人と一体となり、私に対する冤罪工作を凶っている場合、警察としての任務違背行為かつコーソクの便宜を図る凶利加害目的に該当する背任罪及び公務員職権濫用罪となります。そのような非現実的なことは一般社会通念上あり得ませんが、過去のコーソクと宮崎県警の癒着関係を考慮すれば、疑わざるを得ません。

つまり、私は、自分の身と正義を守るために、万が一が事実なら、極めて不本意ながら、貴殿を、背任罪及び公務員職権濫用罪で告訴せざるを得ない苦しい立場にあります。

### 第3 請願

よって、まず、前回お願いした通り、捜査自体を自制してください。コーソクとの癒着関係を断たない限り、公正な捜査は不可能です。次に、西村賢議員もしくは西村賢一氏から提出されている「告訴状」の写しを私に送ってください。虚偽告訴罪の是非を検討するために、精査いたします。

三番目に、コーソク事件を3年8ヶ月に渡り放置しておきながら、西村賢議員もしくは西村賢一氏から提出されている「告訴状」の捜査をしていること自体、癒着が継続していることの証左です。警察の名誉を汚す言語道断の行為だと言えます。まずやるべきは、コーソク事件を解決し、県民の利益、安心安全を確保することが先です。

大変失礼な内容になったかもしれませんが、今日本は、総理大臣が、国民にウソをついて騙し、裏で犯罪組織を支援するような腐敗し切った社会に堕ちています。これを続ければ、国中が荒廃し、国家凋落は避けられません。さらにその危機感に欠けた愚者で覆いつくされている現状に、私は絶望し、次世代へ申し訳ない気持ちで一杯です。ご理解の程何卒よろしくお願い申し上げます。

以上